

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

(1) 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関をいう。

(2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

(認定申請)

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定める認定申請書の正本1部及び副本2部に、それぞれ規則第41条に定める図書を添えたもの（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 認定申請者は、前項の申請書を提出する場合において、法第54条第1項に規定する認定基準に適合することを証するものとして、登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関（以下「評価機関等」という。）が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）を添付するときは、前項の規定にかかわらず申請書は正本1部及び副本1部とし、それぞれ当該適合証及びその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の適合証は、法第54条第1項各号に掲げる基準等に適合しているものであることとする。

4 第1項の申請書に係る計画について、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項（以下「第6条等」という。）の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けている場合は、認定申請者に対して、当該確認済証及び第6条等の規定による確認申請書（以下「確認申請書」という。）の副本の提示を求め、申請書との照合を行うものとする。

5 規則第41条第1項及び第3項により市長が認める図書は、別表に掲げるものとする。

6 第1項の認定申請は、低炭素化のための建築物の新築等に係る工事の着工前であれば申請でき

るものとする。

- 7 市長は、認定申請者に対し、申請書の内容を審査した上で、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(認定)

第4条 市長は、申請書の内容が法第54条第1項各号の規定による基準に適合していることを認める場合は、規則第43条に定める認定通知書（以下「認定通知書」という。）に申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、計画を認定しない場合は、その理由を添えて、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）を認定申請者に通知するものとする。

(確認申請を伴う場合)

第5条 認定申請者は、法第54条第2項の規定による申出を行う場合は、第3条第1項又は第2項の規定による申請書に、確認申請書の正本1部及び副本2部を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項による申出」と記入させるものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合は、法第54条第3項の規定に基づき、確認申請書の正本1部及び副本2部を建築主事に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、認定申請者に同条第7項の適合判定通知書又はその写し（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を求めるものとする。
- 5 市長は、認定申請者から前項の規定により提出された適合判定通知書等を建築主事に通知するものとする。
- 6 建築主事は、第3項の規定による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証に確認申請書の副本を添えて、市長に通知するものとする。
- 7 建築主事は、前項の場合において、第3項の規定による通知に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、市長から第5項の規定による通知を受けた場合に限り、前項の規定による通知を行うこととする。
- 8 市長は、第6項及び前項の規定による通知を受け認定を行うときは、認定通知書に申請書の副本及び確認申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

(変更認定)

第6条 法第54条第1項各号の規定による認定を受けた者又は第9条の名義変更届出書の提出により新建築主となった者（以下「認定建築主」という。）は、法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）を申請しようとする場合は、前3条の規定を準用するものとする。

2 認定建築主は、規則第44条各号の規定による軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（別記第2号様式）を市長に届け出るものとする。

(取下げ届等)

第7条 認定申請者は、認定又は変更認定（以下「認定等」という。）の申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（別記第3号様式）を市長に届け出るものとする。

2 認定建築主は、認定等を受けた建築物について、認定等に係る建築物の建築を取りやめる旨の申出を行う場合は、取りやめ届（別記第4号様式）に認定等を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出るものとする。

3 認定申請者及び認定建築主は、前2項の規定による届出を行う場合は、事前に市長と協議するものとする。

(完了届等)

第8条 認定建築主は、認定等を受けた建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（別記第5号様式）に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し及び工事写真を添えて、市長に届け出るものとする。

(認定建築主の変更届)

第9条 認定等を受けた建築物について認定建築主の変更があったときは、旧建築主及び新建築主は、名義変更届出書（別記第6号様式）を市長に届け出るものとする。

(報告の徴収)

第10条 市長は、認定建築主に対し、低炭素建築物新築等計画への適合状況等について、法第56条に基づき、適合状況報告書（別記第7号様式）の提出による報告を求めることができる。

(改善命令)

第11条 市長は、法第57条に基づく命令を行う場合は、認定建築主に対し、改善命令書（別記第8号様式）を交付するものとする。

(計画認定の取消し)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、認定建築主に対し、法第58条に基づき、認定取消通知書（別

記第9号様式)を交付して認定を取り消すことができる。

- (1) 認定建築主が前条の命令に従わない場合
- (2) 認定建築主から第7条第2項の規定による届出があった場合
(助言及び指導)

第13条 市長は、認定建築主に対し、低炭素建築物新築等計画への適合状況等について、法第59条に基づき、助言及び指導を行うことができる。

(台帳の整備)

第14条 市長は、低炭素建築物台帳を整備し、認定等、報告、届出等の事項を記録しておかなければならない。

(証明願)

第15条 法第54条第1項の規定による認定(法第55条の規定により準用する場合を含む。)を受けた旨について証明を受けようとする者は、証明願(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月25日から施行する。

附 則(平成27年6月1日)

- 1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の鹿屋市低炭素建築物新築等計画認定実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に市長が受理した申請から適用し、同日前に市長が受理した申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年8月2日)

この要領は、平成30年8月2日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事項	規則第41条第1項の規定により	規則第41条第3項の規定により
----	-----------------	-----------------

	市長が必要と認める図書	市長が不要と認める図書
代理人によって認定等、報告、届出等の提出を行う場合の措置	代理人に委任することを証する書類（以下「委任状」という）	
日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置	劣化対策等級に係る評価が等級3であることを確認できる住宅型式性能認定証等	日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置に関する図書

別記

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第11条関係）

第9号様式（第12条関係）

第10号様式（第15条関係）

〈参考様式〉